建築物耐震化促進事業

あなたの家は大丈夫？地震への備え

市では、地震などの自然災害に強いまちづくりを進めています。ここでは、地震に備えるために市民の皆さんの住宅などを対象に行っている無料相談会や補助制度を紹介します。

崩れた家屋が道路に及ぶ（令和6年能登半島地震）

耐震性の確認を

あなたの家には、地震に耐えられる十分な強度がありますか。

○自宅の築年数が分からない
○耐震診断を受けたことがない
○耐震補強を実施していない

これらに当てはまる場合は、自宅の地震に対する強さ（耐震性）の確認が必要です。

特に、昭和56年以前に建築された建物は、現在の耐震基準を満たさない場合があります。

近年、全国的にも地震が頻発し、本市でもいつ大地震が発生してもおかしくない状況です。

大切な命や財産を守るため、自宅の耐震性について、いま一度確認をお願いします。

住宅無料耐震相談会を毎月開催しています

市では、住宅の耐震性に関する無料の相談会を開催しています。自宅の耐震性について、気になることや心配なことがある人は、まずは相談会を利用してみませんか。

日時＝9月12日㈮、10月17日㈮、11月16日㈰、12月17日㈬ 午前9時～正午、午後1時～4時（1月以降も月1回開催）

会場＝市役所5階501会議室（12月17日は市役所5階503会議室）

内容＝住宅などの耐震性や耐震診断・耐震改修工事の方法などを建築士に相談

対象＝一戸建て住宅または併用住宅（居住部分が総床面積の2分の1以上のもの）・共同住宅のいずれかを市内に所有している人

定員（1日当たり）＝各6組（先着順）

持ち物＝図面（ない場合は柱と壁の位置が分かる間取り図）

申込方法＝各開催日の2日前（土・日曜日、祝日を除く）までに直接または電話で建築住宅課（市役所5階 ☎20-1564）へ

耐震化・危険ブロック塀除却費用を補助します

市では、市に登録された住宅耐震診断士に依頼して行う耐震診断の費用のほか、診断の結果、耐震性が低かった場合に行う耐震改修工事の費用に対して補助を行っています。

また、市内業者を利用して、道路に面した危険なコンクリートブロック塀などを除却する場合に、その費用を補助します。

補助を受けるには事前の申請が必要です。申請方法などの詳細は市ホームページで確認してください。

市ホームページ

住宅耐震診断補助金

補助額＝住宅の耐震診断にかかった費用の3分の2（上限8万円）

住宅耐震改修工事補助金

補助額＝住宅の耐震改修工事にかかった費用の5分の4（上限115万円）

ブロック塀等除却補助金

補助額＝危険なコンクリートブロック塀などの除却にかかった費用の2分の1（上限10万円）

※くわしくは建築住宅課へ。